

東広島市農業委員会令和7年8月（第8回）総会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月28日（木） 午前10時00分から午前10時48分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 15人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	長 原 毅	4	脇 坂 俊 之	5	台 川 洋 子
8	杉 本 源 藏	9	柏 尾 博 明	11	村 上 義 則
13	財 満 俊 子	16	大 月 靖 規	17	土 井 浩 文
18	在 間 輝 昭	19	古 本 啓 之	20	橘 川 一 則
22	高 木 昭 夫	23	高 橋 久 雄	24	住 井 正 美

- 4 欠席委員 9名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
2	久 保 伸 司	3	岡土居 正弘	6	中 務 秀 子
7	古 川 みどり	10	荒 谷 義 憲	12	木 原 省 五
14	仲 伏 英 雄	15	高 尾 昭 臣	21	小 倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 16番 大 月 靖 規 委員 17番 土 井 浩 文 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第41号 地域計画変更（案）に対する意見決定について

議案第42号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 33 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 34 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 35 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 36 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	木 村 勝 美
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係主任主事	寺 谷 邦 明
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福 田 博 司
河内支所産業建設課産業振興係主査	木 村 ゆかり
安芸津支所産業建設課産業振興係長	大 下 宏 治

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課

担い手支援係主任主事

担い手支援係主事

藤 森 翔 子

高 田 純 司

議 長	それでは、これより 8 月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行を行います。 在任委員数 24 人中 15 人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第 1 の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第 34 条第 2 項の規定により、16 番の大月委員と 17 番の土井委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。 次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りいたします。 会期は、令和 7 年 8 月 28 日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期は令和 7 年 8 月 28 日 1 日限りといたします。 これより日程第 3 の議案審議に入ります。 まず、議案第 41 号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
高 田 主 事	私からは、農業委員会総会議案第 41 号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を説明いたします。 このたび、地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画を変更するものでございます。変更の目的と件数については、原地区で農地法 5 条による農地転用の申請に向けた変更が 1 件、三永地区で農地法 5 条による農地転用の申請に向けた変更が 1 件となっております。

高 田 主 事	地域計画に反映させた内容については、地域計画の変更（案）に記載のとおり、原地区の経営体の面積は169.5haから169.4haに変更となっております。三永地区については、経営体の数が102から101に変更、面積は150.1haから150.0haに変更しております。 地域計画変更の今後の流れとしては、9月中には変更の公告を行う予定でございます。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
柏 尾 委 員	9番柏尾です。 原地区の林道の面積、現状の面積と十年後の面積のところで農事組合法人よしかわの経営面積の1.7ha、10年後も1.7haになっていますが、私が知っている限りではこんなものではなくて、60haとか70haぐらいの規模はあろうかと思うんですね。議会の資料を見ましたが、これで間違えございませんか。
高 田 主 事	今のご質問についてですけれども、地区で面積を出させていただいているので、これは全部、全て吉川法人の、面積ではないので、原地区の中で吉川面積になっております。そのため、吉川地区は吉川地区にありますので、そちらのほうは面積がまた載っていると思います。 回答は以上です。
柏 尾 委 員	ありがとうございます。
議 長	ほかにはないようですので、これより採決に入ります。 議案第41号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第41号については、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 次に、議案第42号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。 本案は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
高 田 主 事	それでは、議案第42号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。 本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。 なお、本案件は承認でなくご意見をお聞きするものであり、いただいたご意見については中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。 それでは、議案の内容を説明させていただきます。 このたびは、通常の利用権設定及び所有者不明農地の公示制度を利用した農地利用権設定を議案としてご提出させていただいております。 通常の利用権設定については、貸手、借手合わせて23件となっており、54,274.68㎡に対して利用権を設定するものでございます。 所有者不明農地の公示制度を活用した農地の貸し借りについては、農業委員会が農地法第33条第1項、同法第32条第3項の規定により、いわゆる所有者不明農地として令和6年11月11日に公示されたものでございます。この公示の日から起算して2か月以内に所有者等から申出がないことから、その旨を農地中間管理機構へ通知しております。その後、法令の定めに従って手続を進め、令和7年7月7日付で広島県知事が裁定した旨の通知がされました。この計画は、裁定された農地1件、14,403㎡の農地を農地中間管理機構から農事組合法人ファーム・おだへ貸し付けるものでございます。 議案に係る説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議	長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問等ありましたらご発言をお願いします。 議事参与の制限に該当する委員はおりません。何かあったら質問等をよろしく願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、質疑を終わります。 これより採決に入ります。 議案第42号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第42号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 農林水産課の方はありがとうございました。退席をお願いします。
		< 高田主事、退室 >
議	長	次に、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査		それでは、総会議案の18ページをご覧ください。 議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。 今月は17件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、23ページに記載のとおりでございます。 それでは、157－1でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、158－2でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、159－3でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、160－4、161－5は関連しますので、一括してご説明させていただきます。 交換により、受人、渡人共に経営地及び自宅に隣接する農地を取得するため、申請されたものでございます。●●、●●それぞれに2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続きまして、162－6、163－7は譲受人が同一であり、関連しますので、一括してご説明させていただきます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、164－8でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。 続きまして、165－9でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社役員の方でございます。自宅近くの申請地で譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、過去の耕作経験を基に季節野菜や果樹を作付する計画となっております。 続きまして、166－10でございます。

豊田主査	自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、167-11でございます。 贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、168-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。 続きまして、169-13、170-14は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。 耕作者へ譲渡及び経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人は農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、171-15でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定となっております。申請地では、譲渡人や近隣農家等の指導を受けながら水稻を作付する計画となっております。 続きまして、172-16でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定となっております。申請地では、タマネギ、白菜などの季節野菜を作付する計画となっております。 続きまして、173-17でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。 以上、17件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。
議 長	事務局からの説明は終わりました。 担当の委員さんから補足説明等がございましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第43号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第43号は許可することに決定をいたします。 次に、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	24ページをお願いいたします。 今月は2件の申請がございました。 申請番号12-1でございます。 ●●における駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東約500mに位置する第1種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、所有する共同住宅の駐車場がなくなり、新たな駐車場が必要となり、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、農振農用地につきましては7月9日付で除外済みとなっております。また、申請地は許可を得ることなく駐車場にされていたため、始末書を徴取しております。

松下局長補佐	続きまして、申請番号13－2でございます。 ●●における営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は、●●から東に約900mに位置する農用地区域内の農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、令和元年5月に営農型太陽光発電設備への一時転用許可を受け、発電設備下部においてシイタケを栽培されておられます。このたび、2回目の転用期間を満了することに伴い、引き続き3年間の一時転用許可申請をされたものでございますが、本来であれば4月に許可申請を行うものでございます。申請書の提出が遅れたことに対しまして、始末書を徴取し、期限内に適正な手続を行うよう指導しております。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地で、農地法施行令第4条第1項第1号イの規定により、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、太陽光パネルの最低地上高2.0m、最高地上高3.5mとなっており、パネル下部で効率的に栽培するために適した高さとなっているとともに、知見を有する者の意見書によると、栽培に問題がないと判断をされております。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、本議案を提出するものでございます。 なお、以上の2件につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされておりますので、意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いします。
	< なし >
議 長	ないということなので、それではほかにご質問、ご意見がありますか。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第44号について、本案は広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第44号は許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに決定をいたします。 次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査	まず、5月総会において継続審議となった申請番号63－11から65－13について、申請者から申請の取下げの申出があり、取下願を手交しております。なお、取下願いについては、来月以降提出予定となっております。 それでは、総会議案の26ページをご覧ください。 議案第45号について説明いたします。 今月は19件の申請がありました。申請地の田、畑等別の筆数、面積の内訳については、総会議案の31ページをご覧ください。 それでは、128－1について説明いたします。 仮設事務所及び駐車場への一時転用事案です。受人は、東広島市に本店を置き、土木一式工事等を営む会社です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。このたび、遺跡発掘調査の作業員の駐車場及び休憩所として利用するため、令和10年5月27日まで一時転用しようとするものです。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を徴取しております。 続いて、129－2、130－3は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。 研修施設及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、電気工事業等を営

小 田 主 査	む会社です。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。このたび、社員の研修施設及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を徴取しております。 続いて、131－4、132－5は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。 多目的スポーツ広場への転用事案です。受人は、●●にお住まいの方です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。このたび、野球及びゴルフの練習施設とするため、転用しようとするものです。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を徴取しております。 続いて、133－6について説明いたします。 資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、土木建築工事一式を営む会社です。申請地は、●●の北東に位置する第3種農地です。このたび、資材置場とするため、転用しようとするものです。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を徴取しております。 続いて、134－7について説明いたします。 進入路への転用事案です。受人は、●●にお住まいの方です。申請地は、●●の南東に位置する第1種農地です。このたび、新築する住宅の進入路とするため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済です。また、農振農用地からは令和7年7月9日付で除外済みとなっております。 続いて、135－8、136－9は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。 続いて、137－10について説明いたします。 一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●において借家にお住まいの方です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済です。 続いて、138－11、141－14は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。138－11は、●●の南東に位置する第2種農地です。139－12、140－13は、●●の東に位置する第2種農地です。141－14は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。 続いて、142－15、143－16は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。 続いて、144－17について説明いたします。 店舗及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストア等を営む会社です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。このたび、コンビニエンスストアを整備するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済です。 続いて、145－18について説明いたします。 一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●において借家にお住まいの方です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済です。
---------	--

小 田 主 査	続いて、146－19について説明いたします。 駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、不動産の貸付、建築インテリアのデザイン等を営む会社です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。このたび、アパートの駐車場とするため、転用しようとするものです。 以上、説明しました19件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、第1種農地の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のうち、134－7を意見聴取いたします。 以上、ご審議をお願いいたします。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第45号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第45号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。 続きまして、日程第4の報告事項に入ります。 報告について、事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第33号から報告第36号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1 ページをお願いいたします。 報告第33号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。 2 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3 ページをお願いいたします。 報告第34号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。 4 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は8件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6 ページをお願いいたします。 報告第35号法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答についてでございます。 7 ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は8件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。

松下局長補佐	9ページをお願いいたします。 報告第36号農地転用届出の受理についてでございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは以上でございます。
議 長	ありがとうございます。 次に、日程第5のその他に入ります。 何かありましたらお願いをします。
土 井 委 員	17番土井ですが、先日地区内の農地をパトロールしておりましたら、ある牧場を経営されている人ですが、その田んぼのあぜを全部切り取って、牧草地にされているんですよ。皆さんがよく分かるように写真を持参していますので回覧して、見て頂ければ分かると思いますが、田んぼのあぜを全部切り取って圃場整備されているんですね。そこに言われるには、僕らは水は要らんのだからということらしいです。地主の許可は取ってあるということで、地主の許可があるなら仕方がないと。ただ、その下流には家が建っています。あぜを全部切り取って、ひどいところは傾斜をつけたりしています。ですから、田んぼがダムの役目をしないわけですよ。ですから、大雨が降ったら当然水は土砂が流れるかもしれません。現地は私が住んでいる乃美地区の一部だけですが、その方が借りておられる利用権設定の土地は、ちょっと確認しただけですが、かなり同じ様にされてます、確認してみたのですけれど。歩いたといっても清武地区の串地区やそのあたりですが、ちょっとあまりにもひどいので、何か対処することはできませんですが、事務局ではどう考えるのかと思って、意見を聞きたいです。 質問は以上です。
木 村 局 長	今、ご質問いただいた件につきまして、現地等確認させていただいて、回答については改めてさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。
土 井 委 員	そういうことをすることは可能なのでしょうか。要は、あぜも全くなく、上から水が全部流れてくるんですよ。先般の10mm、50mm降った雨もあぜがないので、その分は浮いた水は道路に流れて出ています。まだ家、建物被害等はないですが。
松下局長補佐	また確認して回答させていただこうと思いますが、手続としては改良届か4条の手続にはなるのではないかと思いますけど、申請が出された場合、不許可にするのは難しいとは思いますが、その辺りの確認はしておきます。
土 井 委 員	すみません。利用権設定してありますし、一応地目は田んぼですよ。だが田んぼにはもう戻りませんからね。その人が作らなくなったら、田も荒れて山になる。
松下局長補佐	確認をして回答させていただきます。
議 長	では、そういうことでお願いします。
高 木 委 員	22番高木です。 皆さんも記憶にあるかと思いますが、令和7年5月の総会に提出された議案第27号のうち、63-11、64-12、65-13について、先ほど事務局からちょっとありましたけども、まだ取り下げてないことありますので、これに関して質問をしたいと思います。 1つ目が、当該議案は農地の改良のための一時転用として農地法第5条の許可を求めています。本申請の場合、農地改良が目的であり、工事が終了した時点で営農を再開するものであるから、農地所有者本人が第4条で申請すべきと思いますが、見解を伺います。 2つ目、一時転用である以上、当然に営農を再開することが前提にあると思いますが、これを担保するため、農地所有者の農地復元計画書及び誓約書を提出させるべきだと思いますが、見解を伺います。 3つ目、当該議案は、農地は多額の公金を投入して造成された牧草地であります。なぜに農地改良をする必要があるのか。また、農地改良後の耕作面積が現有耕作面積の約3分の1となりますが、これを農地改良という根拠は何なのか伺います。 4つ目、当該議案の農地は現在耕作されていないと考えますが、このことから3名の農地所有者の現在の農業経営状況、特に牛の飼養頭数等を報告すること並びに改良後の農業

高 木 委 員	経営計画書の提出を求め、審議、改良する必要があるか確認する必要があると思います。見解を伺います。 5つ目、当該議案は10mを超える崖の上に43mもの土砂を積み上げるという常識を無視した無謀な計画と思料しますが、これが安全であるという根拠、特に災害発生確率、30年災害、100年災害、そして公の機関が安全であるという計算をした書類を示す必要があると思いますが、見解を伺います。 6つ目、当該議案の僅か30mの直下流で養鶏や水田耕作などを行っておられる方の同意がないのですが、これは必要ないのか伺います。 7つ目、万一土砂崩落などの災害が発生した場合、盛土規制法では最終責任は農地所有者にあると規定されていると思いますが、間違いありませんか。また、地権者はそのことを承知の上で事業を行おうとしているのか伺います。 8、国、県、市で当該議案が適合であり、許可せざるを得ないとの結論がなされた場合、広島県内であればどこでも同様の申請が出された場合、許可せざるを得ないと思いますが、間違いはないか伺います。 その他いろいろありますが、質問はこれで、今回はここでとどめたいと思いますが、以上の質問に対する回答を次回の総会の正式議題として文書で提出することを求めます。 以上です。
木 村 局 長	今、高木委員のほうからいただいた質問に対しては、また次回総会のときにまたご回答をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
高 木 委 員	了解です。
議 長	ありがとうございました。 ほかにはありませんか。
合 原 主 査	失礼します。 資料2をご覧ください。 古川部会長が欠席のため、代わりに私から報告させていただきます。 先般、今年度の女性部会の活動の一つとして、地域の未来の人材を育成することを目的として広島大学のミライクリエで開催されたカーボンニュートラルと未来の農業を考えるワークショップに女性委員の方と共に事務局としては私が参加しました。概要は資料のとおりでして、まず司会である広島大学の河本氏が農業を取り巻く状況、課題について説明されました。その後、高校生及び高等専門学校の生徒からプレゼンテーションが3本あり、参加者において意見交換がされました。このたびの高校生ワークショップを見学しまして、未来の農業、将来の農業について関心がある学生がプレゼンテーションされ、若い世代である学生の農業に対する取組活動、意識を知ることができまして感心するとともに刺激を受けました。 報告は以上でございます。
議 長	ありがとうございました。
木 村 局 長	それでは、私のからは今資料はないのですが、農業委員会会長事務局長会議が東部現地研修会の開催について報告をさせていただきます。 10月2日、3日に広島県農業会議主催で、東広島において会長事務局長会議が開催されます。10月2日には広島県東広島庁舎において会議を行い、翌3日には現地研修会をして志和町において太陽光パネルの下部においてサカキを栽培されている彩の榊の圃場と認定新規就農者でコマツナやハウレンソウのハウス野菜を栽培されている石田さんの圃場を視察する予定となっております。 会長事務局長会議の報告につきましては以上でございます。
議 長	ありがとうございました。 ほかにはございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたりご審議、誠にご苦労さまでした。 次回の総会は、9月29日月曜日2時から市役所本館3階の303、この会場で2時からと予定しておりますので、開催時間がちょっといつもより遅いので、お間違いのないよう

議	長	お願いします。 以上をもちまして総会を終了いたします。ありがとうございました。
---	---	---

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 16番 大月 靖規 委員 17番 土井 浩文 委員